

徳島地域留学生交流推進協議会要項

(設置及び目的)

第1条 徳島県内における留学生の円滑な受入れの促進と交流活動の推進を図り、地域住民の国際理解の増進に寄与するため、徳島地域留学生交流推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(事業)

第2条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 留学生の受入れの推進
- (2) 留学生の勉学条件及び生活環境の整備
- (3) 留学生と地域住民との交流の推進
- (4) 地域住民に対する啓発
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事業

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

徳島県内の高等教育機関、国の関係機関、地方公共団体、経済団体及び国際交流関係団体等の長又は代表者各1人並びに徳島地域留学生交流推進協議会運営委員会委員長

2 前項の委員は議長が委嘱する。

(役員)

第4条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 議長 1人
- (2) 副議長 2人

2 議長は、徳島大学長をもって充て、副議長は、協議会の議を経て議長が委嘱する。

(役員の仕事)

第5条 議長は、協議会を招集する。ただし、議長の判断により、文書等による意見照会をもって、これに代えることができる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、副議長のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させることができる。

(運営委員会)

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、徳島地域留学生交流推進会運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 協議会の事務は、徳島大学学務部国際課において行う。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成2年12月3日から実施する。

附 則

この要項は、平成8年12月3日から実施する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。